

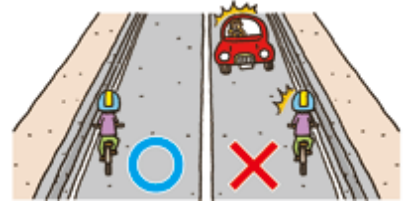
自転車は車の仲間です！

▼自転車は車道が原則、左側通行です！（※歩道は例外です）

自転車は、**車道の左側**に沿って走りましょう！

自転車事故の**7割は交差点**です。

交差点では、**安全な速度で、車両や横断歩行者に注意しながら**進行しましょう。



お役立ち情報：「知ってる？守ってる？自転車利用時の交通ルールとマナー」
(政府広報オンラインより)

▼例外で歩道を通行する場合でも、歩道は歩行者優先です！

自転車通行可の歩道であっても、**歩道は歩行者優先**です。

車道寄りを**すぐに止まることができる**
スピードでゆっくり走りましょう。

【普通自転車歩道通行可】の標識・標示



歩道を通行できる例外

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

自転車安全利用五則について(参考)

●自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は車の仲間です。従って、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等は歩道を通行できます。

●車道は左側を通行

自転車は車道の左側によって通行しなければなりません。右側通行は禁止です。

●歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

●子供はヘルメットを着用

保護者は13歳未満の子供に、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

●安全ルールを守る

自転車運転中の次のような禁止行為に違反した場合には罰則の対象となります。



【二人乗り】
2万円以下の罰金
または科料



【傘さし運転】
5万円以下の罰金



【無灯火走行】
5万円以下の罰金



【横に並んで走行】
2万円以下の罰金
または科料



【一時不停止】
3か月以下の懲役または
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)



【イヤホン等での音楽】
5万円以下の罰金

【飲酒運転】 【歩道での高速走行】 など

自転車安全利用五則

「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）の中で自転車の通行ルールの広報啓発に活用するよう定められたもの。

※悪質な違反を繰り返す自転車利用者に講習が義務づけられることになりました。未受講者には罰金が科せられます。
(平成27年6月より)